# 引越荷物運送保険特別約款(日本通運用)

### 第1条(保険金を支払う損害)

当会社は、引越荷物(以下「荷物」といいます)につき、日本国内において保険期間中に生じた偶然な事故による損害に対して、運送保険普通保険約款およびこの保険に適用される各特約に従って保険金を支払います。

#### 第2条(保険金を支払わない損害)

当会社は、次の①から⑥のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては保険金を支払いません。

- ① 運送保険普通保険約款第3条(保険金を支払わない損害-その1)、同約款第4条(保険金を支払わない損害-その2)および同約款第5条(保険金を支払わない損害-その3)に定める事由によって生じた損害
- ② 自動車(作業用特殊自動車、自力走行可能な重機・建機、中古自動車、自動二輪車、および原動機付自転車を含みます)、ヨット・ボートのすり傷損害、かき傷損害または塗装のはがれ損害
- ③ 庭石、灯ろうの破損
- ④ 植物(植木、盆栽を含みます)の枯死または枝・葉の破損 ただし、これらの損害が火災、爆発、または輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座洲によって生じた場合を除きます。
- ⑤ 機械・器具・電化製品・パソコンなどの作動不良 (ただし、外装に異常があるなど保険期間中の偶然かつ外来の事由によることが明らかな場合は、保険金を支払います)
- ⑥ 楽器類の音色または音質の変化に伴う音律調整費用 (ただし、保険事故によって荷物に損傷が生じ、当会社が音律調整を必要と認めた場合は、保険金を支払います)

# 第3条(保険の対象とならない荷物)

次の①から⑧のいずれかに該当する荷物は、この保険の対象に含まれません。

- ① 貨紙幣類(金・銀・白金の地金を含みます)・有価証券
- ② 貴金属・宝石類
- ③ 生動物
- ④ 自力走行による自動車(作業用特殊自動車、自力走行可能な重機・建機、中古自動車、自動二輪車、および原動機付自転車を含みます)
- ⑤ 商品および営業用什器・備品
- ⑥被保険者が携行する荷物
- ⑦ 転居先搬入後、建物から一時的に持ち出された荷物
- ⑧ 転居先搬入後、建物外に保管された荷物

#### 第4条(保険金額および保険価額)

保険金額は、付帯別表のとおりとし、保険価額は、到達地における再調達価額(美術品・骨董品の場合は損害が生じた地および時における貨物の時価額とします。 再調達価額とは、損害品の購入時の価額を指すものではなく、損害品、またはそれと同一の質、用途、規模、型および能力のものを事故時点で再調達するのに要する額をいいます。

#### 第5条(保険責任の始期および終期)

- (1)当会社の保険責任は、発送地における荷主の家屋、その他の保管場所内で、梱包作業開始のため、運送人により、荷物の移動が開始されたときに始まり、通常の輸送 過程を経て、仕向地における荷主の移転先家屋またはその他の保管場所に搬入され、解梱作業後すべての荷物が所定の場所に置かれたときに終わります。ただし、仕 向地における家屋、その他の保管場所に搬入後のこの保険が適用される期間は、搬入された日の午後12時をもって終了とします。
- (2)(1)の「通常の輸送過程」には、荷物が運送業者指定の保管場所で一時保管される場合を含みます。ただし、一時保管が継続される場合、当会社の保険責任は荷物が 運送業者指定の一時保管場所に搬入された日の翌日の午前0時から起算して30日間をもって終了とします。
- (3)(1)および(2)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

#### 第6条(事故の通知)

- (1)保険契約者または被保険者は、保険事故が発生したこと、または発生した疑いがあることを知った場合は、遅滞なく当会社(代理店を含む)に通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者は、被保険者が仕向地において荷物を受取った日の翌日の午前0時から起算して3カ月以内に当会社(代理店を含む)宛に前項の通知を 怠ったときは、当会社は当該保険事故によって生じた損害に対しては保険金を支払いません。

# 第7条(保険金の支払い)

- (1)当会社は、保険金額(保険価額が保険金額に満たない場合は保険価額)を限度として荷物が被った損害の実額を保険金として支払います。損害の実額の算出は、到達地における再調達価額(美術品・骨董品の場合は荷物に損害が生じた地および時における貨物の時価額)を基準として算出します。
- (2)運送保険普通保険約款第33条(一部保険の場合の保険金の支払額)にかかわらず、保険金額が保険価額を下回った場合でも(1)の規定を適用します。
- (3)荷物に損害が生じた場合、損傷を受けた部分の修繕または補修に要する費用の実額を保険価額を限度として支払います。ただし、美術品・骨董品については、損傷が生じたことによる荷物の価値の低下については保険金を支払いません。
- (4)保険事故によって損害を被った荷物がペアまたはセットの場合は、その損害の結果、ペアまたはセット全体としての価値が損なわれても、当会社が支払う保険金の額は、その荷物の保険価額に対する損害を被った部分の割合を限度とします。

# 第8条(保険金の請求および支払時期)

当会社に対する保険金請求権は、荷物に損害が生じた時から発生し、荷物にかかる保険金の請求と支払時期は、運送保険普通保険約款第 24 条(保険金の請求)および 同約款第 26 条(保険金の支払時期)の規定を適用します。

#### 証券番号:

### 残存物取り片付け費用担保特別約款

### 第1条(残存物取り片付け費用)

当会社は、引越荷物運送保険特別約款で保険金を支払う対象となる損害が発生した場合において、保険事故によって損害を受けた荷物の残存物取り片付け費用(当会社の承認を得た取り壊し費用、取り片付け清掃費用、搬出および廃棄費用等をいいます)に対して保険金を支払います。ただし、土壌、大気、水路、海、川、湖沼からの除去、洗浄、清掃、搬出費用を除きます。

### 第2条(支払限度額)

- (1)前条で支払う費用保険金は、実際に要した額とし、1回の保険事故につき5万円を限度とします。
- (2)この費用保険金と引越荷物運送保険特別約款第7条(保険金の支払い)およびこの保険に適用される各特約により支払われる保険金の合計額が引越荷物運送保険特別約款第4条(保険金額および保険価額)記載の保険金額を超える場合でも当会社はこれを支払います。

#### 再調達のための諸費用担保特別約款

#### 第1条(再調達のための諸費用)

当会社は、引越荷物運送保険特別約款で保険金を支払う対象となる損害が発生した場合において、保険事故によって損害を受けた荷物の再調達に必要な費用(当会社の承認を得た送料、交通費、振込手数料、見積もり取得費用等をいいます)に対して保険金を支払います。

## 第2条(支払限度額)

- (1)前条で支払う費用保険金は、実際に要した額とし、1回の保険事故につき5万円を限度とします。
- (2)この費用保険金と引越荷物運送保険特別約款第7条(保険金の支払い)およびこの保険に適用される各特約により支払われる保険金の合計額が引越荷物運送保険特別約款第4条(保険金額および保険価額)記載の保険金額を超える場合でも当会社はこれを支払います。

### 損害額立証費用担保特別約款

# 第1条(損害額立証費用)

当会社は、引越荷物運送保険特別約款で保険金を支払う対象となる損害が発生した場合において、保険事故によって損害を受けた荷物の損害額を立証するために必要な費用(当会社の承認を得た修理不能証明書、修理見積書の取得費用等をいいます)に対して保険金を支払います。

# 第2条(支払限度額)

- (1)前条で支払う費用保険金は、実際に要した額とし、1回の保険事故につき5万円を限度とします。
- (2)この費用保険金と引越荷物運送保険特別約款第7条(保険金の支払い)およびこの保険に適用される各特約により支払われる保険金の合計額が引越荷物運送保険特別約款第4条(保険金額および保険価額)記載の保険金額を超える場合でも当会社はこれを支払います。

# 建物等修理費用担保特別約款

### 第1条(建物等修理費用)

当会社は、この保険の対象となる荷物の引越作業中(輸送業務および荷物の積込み、荷卸し、梱包、解梱、すえつけ等の作業をいいます)に発生した偶然な事故により、被保険者が所有・使用または管理する建物(門、塀を含みます)等の財物(引越荷物を除きます)に生じた損害にかかわる修理費用(当会社の承認を得た修理費用をいいます)に対して保険金を支払います。

### 第2条(支払限度額)

(1)前条で支払う費用保険金は、1回の保険事故につき200万円を限度とします。

(2)この費用保険金と引越荷物運送保険特別約款第7条(保険金の支払い)およびこの保険に適用される各特約により支払われる保険金の合計額が引越荷物運送保険特別約款第4条(保険金額および保険価額)記載の保険金額を超える場合でも当会社はこれを支払います。

### 第3条(保険責任の始期および終期)

この特約にかかわる当会社の保険責任は、発送地における荷主の家屋、その他の保管場所内で運送人により引越作業が開始した時に始まり、仕向地における荷主の移転先家屋またはその他の保管場所で、運送人による引越作業が終了した時に終わります。